

## 【参考】資力に関する申出書（様式第2号）についての例示

（記入例）

- ・年金収入のみで余裕がなく、応急修理を行う資力がありません。
- ・世帯の年収が約〇〇〇〇円であり、日常生活費やローンの支払い等で余裕がなく、応急修理を行う資力がありません。
- ・主たる生計維持者である〇〇が、勤務している会社の一時休業に伴い、〇月〇日から〇月〇日まで自宅待機とされたことにより、年収が大幅に減るため、応急修理を行う資力がありません。
- ・主たる生計維持者が〇年〇月で、勤務していた会社を退社し、その後新しい会社に就職しましたが、収入が減少したため、日常生活費やローンの支払い等で余裕がなく、応急修理を行う資力がありません。
- ・台風により勤務していた会社が被害を受け、廃業することとなり、職を失い、収入がなくなったため、応急修理を行う資力がありません。
- ・介護が必要な父（母）がおり、介護費用等の出費で余裕がなく、応急修理をできる資力がありません。

※資力がない理由は様々あると思いますので、実際に記入する際には、資力がない理由を、上記記入例よりも具体的にご記入ください。